

パブリックコメント概要

皆様のご意見をお寄せ下さい 町田市スポーツ推進条例(案)

問 スポーツ振興課 724・4036 FAX 050・3101・0488

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指し、「スポーツ基本法」が2011年8月に施行されました。この法律に基づき、国は今年3月にスポーツ基本計画を策定しています。市でも、このスポーツ基本法の考え方に基づき、市のスポーツ推進に関する基本理念を明らかにするため、「(仮称)町田市スポーツ推進条例」の制定を進めています。

町田市スポーツ推進条例(案)の概要

- 目的: スポーツ推進に対する基本理念を明らかにしてその方向を示し、市(行政)、市民等、スポーツ関連団体、ホームタウンチームの連携のもとで、スポーツを推進していくという市の姿勢を明確にする
基本理念: スポーツに親しめる環境の創出、スポーツを通じた地域のつながりの強化、市民等が愛着と誇りを持つことができる魅力的で活力ある地域社会の形成を図る
市の責務: スポーツ環境・施設の整備、市民等・スポーツ関連団体・ホームタウンチ...

- ムへの支援: 市民等の健康の保持増進のための施策の推進(市民等の役割)、スポーツ関連活動の担い手としての認識、自らの健康の保持増進
スポーツ推進計画: スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する基本的な計画を定める

ご意見の提出方法

募集期間 10月21日(日)~11月20日(火)

資料の閲覧・配布: 資料は町田市ホームページに掲載しています。また、スポーツ振興課のほか、次の窓口で資料の閲覧及び配布を行っています。
配布場所: 市政情報課(市役所1階)、各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市民図書館、町田市民文学館、男女平等

意見の提出方法: 郵送、FAX、Eメール、またはスポーツ振興課ほか資料を配布している上記窓口へ直接提出して下さい。
提出先: スポーツ振興課(市役所10階、〒194-8520、森野2-2-22、

724・4036 FAX 050・3101・0488 mcity1060@city.machida.tokyo.jp

注意事項

書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、案件名を明記して下さい。電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。ご意見への個別の回答は行いません。公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2013年2月上旬に公表します。

宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れを開始します
11月1日(木)から、宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れを町田市の清掃工場(下小山田町)で開始します。

受け入れが始まっていますが、町田市では4号焼却炉が故障していたため行っていませんでした。このたび、安全な稼働が確認されたため受け入れを開始するものです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

被災地へ職員を派遣しています
市では、東日本大震災の被災地へ、10月1日から3人の職員を派遣しました。

受け入れ予定量 日量8トン程度(受け入れ総量は約507トン)
対象廃棄物 現地の各種選別工程で空間放射線量を測定し、安全性が確認された木くず等の可燃性廃棄物
※詳細は町田市ホームページでご覧いただけます。

町村へ延べ48人の職員を派遣しており、今後も継続していきます。
派遣先は、宮城県気仙沼市と岩手県大槌町で、期間は6か月間です。
主な業務は、下水道設備の復旧や復興に向けた用地の取得交渉、雇用促進事業です。

清掃工場の4号焼却炉 11月から本格稼働を再開します

今年の1月から故障により停止していた、清掃工場(下小山田町)の4号焼却炉の復旧工事が完了しました。

平成24年分 年末調整等説明会開催のお知らせ (事業所で給与支払事務を担当している方対象)

税務署及び市役所では、事業所で給与支払事務を担当している方を対象に、年末調整のしかたと法定調書・給与支払報告書の作成等に関する説明会を開催します。

Table with 3 columns: 日時, 会場, 対象地域等. Rows include dates from 11月6日 to 11月15日 and various locations like 忠生市民センター, 鶴川市民センター, etc.

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席できます。
※説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布します。
※給与支払報告書の配布は、上記会場及び市民税課、各市民センター等で11月1日から行います。なお、電算機用連続用紙は上記会場及び市民税課のみでの配布となります。

【問い合わせ】
説明会、源泉所得税関係について 町田税務署源泉所得税担当 728・7211、内線215または216
用紙請求、法定調書関係について 町田税務署管理運営部門 728・7211、内線533または531
用紙請求(市役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について 町田市役所市民税課 724・2114、2117(直通)

市税まめ知識 ③

町田市の固定資産税と都市計画税は高い?
高いということはありません。町田市では、全国一律の基準に従い、法律の範囲内の税率を採用しています。

固定資産の評価額
固定資産税は、地方税法や総務大臣が告示した「固定資産評価基準」に基づき評価を行い、都市計画税と合算して課税を行っています。

この基準では、宅地の価格は地価公示価格や不動産鑑定価格の7割相当とされています。地価公示価格等を統一基準とすることで、地価に見合う価格算定をしています。

課税にあつての税率
税率は、地方税法と市税条例に規定されており、町田市の税率は、議会の承認を得て市税条例で定めています。

多摩地域の26市すべてが固定資産税の税率は1.4%ですが、都市計画税の税率にはバラツキがあり、町田市は低い方から5番目です。このように、税率についても、他の自治体と比べて町田市が高いということはありません。

5月にお送りした納税通知書には、課税資産の評価額や税額などを記載した明細書が添付されています。ぜひご確認ください。

問 資産税課 724・2111 FAX 050・3085・60